

令和5年5月19日
国土交通省関東地方整備局
水道整備・管理行政移管準備室

「水道整備・管理行政移管準備室」の設置式を行います

～水道整備・管理行政の円滑な移管に向けて～

令和5年5月19日、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管され、一部の事務を地方整備局等が担うこととなります。

これを受け、水道整備・管理行政を円滑に移管するために、関東地方整備局に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置することとしました。（別紙1参照）

※国土交通本省には「水道整備・管理行政移管準備チーム」が同日に設置されます。

【水道整備・管理行政移管準備室の設置式】

1. 日時：令和5年5月23日（火）16:00～16:30
2. 場所：関東地方整備局 さいたま新都心合同庁舎2号館14階 災害対策本部室
3. 内容：関東地方整備局長からの訓示
室長からの挨拶
（終了後、事務局にて質疑対応を予定）

※取材をご希望される報道機関の方は、別紙2により事前登録をお願いします

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、千葉県政記者会、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、長野県庁会見場、長野市政記者クラブ、長野市政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局

電話：048-601-3151（代表）

【準備室に関すること】

水道整備・管理行政移管準備室 副室長（企画部 企画調整官） 和田 賢哉（内線：3112）

【設置式・取材申し込みに関すること】

水道整備・管理行政移管準備室 室員（総務部 総務課長） 中島 秀和（内線：2351）

<水道整備・管理行政移管準備室の業務内容>

- ・水道整備・管理行政にかかる委任業務の実施に向けた準備
- ・下水道関係業務との一体的な実施に向けた準備
- ・その他移管にかかる本省や地方公共団体等との調整

<水道整備・管理行政移管準備室（関東地方整備局）の実施体制>

- ・ 室 長 総務部 総括調整官
 - ・ 副室長 企画部 企画調整官
 - ・ 副室長 建政部 下水道調整官
 - ・ 副室長 河川部 河川調査官
 - ・ 副室長 河川部 地域河川調整官
- その他、室員 21 名（合計 26 名）

<水道整備・管理行政移管の経緯>

- ・令和 4 年 9 月 2 日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管する方針が決定
- ・令和 5 年 5 月 19 日に関連法※が成立

※ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律

<国土交通本省等での対応>

- ・「水道整備・管理行政移管準備チーム」を設置。

URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000527.html

- ・その他、各地方整備局等に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置

「水道整備・管理行政移管準備室」の設置式
参加申込書本紙送信先: Mail ktr-pressrelease@mlit.go.jp

関東地方整備局総務部総務課石神、土方宛

(ふりがな) 名前		
所属 (会社等名)		
連絡先	電話	
	メール	

※会場には、登録済みの本紙をご持参ください。

※必要事項を記入した本紙をPDFで送信してください。